平成２７年（フ）第４０号
東京都北区志茂５丁目34―２　小林方
債務者　亀川　　傑
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６号
東京都足立区大谷田５丁目33―16―304
債務者　野村　良次
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８３号
北海道旭川市春光５条２丁目６番12号　コタニビル301号
債務者　森田さよ子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
長崎県佐世保市江上町963番地１　ラシュレ弐番館102、前住所長崎県長崎市田中町76番地５　コーポ白灰201
債務者　甲斐　章伍
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１９２４号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目14番20号、申立時の住所横浜市磯子区岡村４丁目14番31号
債務者　松舟美智代
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０３７号
神奈川県大和市林間１丁目３番11号　第２アイランドハイツ２―G
債務者　栗原　民江
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７号
沖縄県沖縄市知花４丁目33番20号　ルーラル502
債務者　稲野辺政美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１０５８号
東京都立川市柏町４丁目51番地の１柏町団地12棟105号
債務者　倉林　昭子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２２号
静岡市清水区下野中３番36号　エクセルM77―103号、旧住所静岡市葵区足久保口組328番地の７
債務者　金子　香織（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７８号
最後の住所　富山県砺波市安川528番地
破産者　被相続人亡折橋博次相続財産
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１８１号
長野県松本市高宮北４番４号
破産者　有限会社ヒダヤ建材運輸
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６９号
静岡県沼津市本錦町676番地
破産者　新居　靖樹
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
茨城県水戸市元吉田町1572番地
破産者　第一印刷有限会社
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１７０号
長野県安曇野市穂高5000番地19
破産者　有限会社きらら
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１４６号
岐阜県関市板取2854番地の１
破産者　タナカ縫製株式会社
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４７号
岐阜県関市板取2854番地１
破産者　田中　直志
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５６号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目336番地12
破産者　有限会社アールティアイ
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所